

# 新放射線副読本作り直し要求署名提出と文科省交渉(2015年3月25日)報告

2015年4月

地球救出アクション97、若狭連帯行動ネットワーク、ヒバク反対キャンペーン、科学技術問題研究会

## 署名提出

回収を待って3月25日に提出し、福島みずほ参議院議員の紹介で文科省交渉を行いました。はじめに、地球救出アクション97(三田さん)と生協自然派(黒河内さん)が署名を窓口担当者に提出しました。署名数は8823筆でした。

署名にはいくつかの教職員組合、労組、生協、労働・平和団体が組織として取り組んでくれました。そして、全国のたくさんの個人や市民団体が集めてくれました。カンパも約13万円届きました。それは署名とニュースの印刷・発送費と提出・交渉参加の旅費の補助に使わせていただきました。

署名運動は2014年5月に始め、7月に第1回文科省交渉を行い、原水禁大会はじめ、原発再稼働反対行動や教職員の集会、市民・労働団体の集会などで宣伝を行い、学習会も行いました。



## 運動の経過

新しい副読本は、福島事故直後に文科省研究開発局が作った初めの副読本の露骨な原発推進姿勢をおろし、事故について触れた章を付け加え、被ばくの被害を「ない」から「わからない」「さまざまな意見があるに」に修正しました。そして、原子力の利用を進めるという立場でした。そのため、研究開発局版の時のように、簡単に「撤回」運動に進むのは難しく、被ばくの危険をどう評価するか、学校での原発に関する教育をどのように行うべきかを議論しながらの運動となりました。難しい運動でしたが、全国のみなさまに議論を広げることができたと考えています。文科省に対しては、学校教育から原発推進の研究開発局を排除する(?)ことができました。そして、初等中等教育局が原発利用に傾くことのないように監視し、子どもたちにフクシマ事故の実情や被ばくの危険性の正確な情報を提供することを求めました。

## 交渉の結果

今回の署名提出・交渉で、副読本を新しく作り直す予定は現在のところない、そして副読本指導参考資料DVDが3月末にすべての学校に教育委員会を通じて送られることがわかりました。私たちが批判した副読本の被ばくに関する記述は、環境省「放射線の健康・環境影響に関する統一基礎資料」(環境省HP)に基づいていることがわかりました。これが政府の統一見解と考えられます。

一方、文科省はグローバー勧告、子ども被災者支援法の教育への要求を知っており、被ばくの危険性や子どもの人権の教育に理科、社会などの教科や総合学習、特別活動などで取り組むことを推奨するとしました。内容は大綱を定めた学習指導要領と学校の裁量によるとし、そのなかで原発に反対する意見が出されても文科省がとやかく言うものではないとしました。

福島県など放射線の高い地域の子どものを守る対策では、文科省独自にできることはないという答弁でした。

## これからの活動

\*署名運動は終了します。文科省が原発推進教育を行わないよう監視を続けます。

\*原発について考える教材を作ります。内容と教え方の議論を進めます。

\*伝統となっている平和教育、人権教育と結び付け、脱原発・非核教育を広げる活動を行います。

\*学校現場では、子どもたちに原発について考える教育を進めましょう。保護者や地域も要求しましょう。

\*初等中等局版放射線副読本の指導参考資料DVDをチェックしましょう。

\*2015年度小学校社会科の福島事故の記述、5月末開示の2016年度からの中学校教科書(理科、社会科など)をチェックしましょう。

\*環境省「放射線の健康・環境影響に関する統一基礎資料」を検討し、批判しましょう。

## 交渉の概略

参加者は関西（10人）、関東（9人）、新聞記者（1人）、福島みずほ議員、石川秘書でした。東京では当日終業式で出席できない人があり残念でしたが、参加者の発言は積極的でした。

文科省側の出席者は以下の方々（敬称略）です。

初等中等教育局

教育課程課 教育課程第二係長 荻野 雅裕

教育課程第二係専門職 渡辺 隆之

教育課程第三係長 栗林 芳樹

教科書課 検定調査第二係長 西尾佐枝子

スポーツ・青少年局

学校健康教育課 保健指導係主任 鶴原 寛之

大臣官房

総務課 法令審議室 審議第二係 日高(窓口担当)

以下、文科省側の答弁の内容は「 」で示しました。質問書、答弁ともに要約です。注）は報告者が付けました。交渉の全文は若狭ネットHP を見てください。

## 質問書に対する回答

### 1 新放射線副読本の編集方針、使用計画について

(1) 副読本を使う目的は、「各学校の判断だが、放射線教育の一助として積極的に活用してほしい」。再発行するかについては、「H26、27年度予算は計上していない」。副読本の指導書については、「パソコン用ソフトの指導参考資料をDVDで作成し、3月中旬に教育委員会を通して全学校に配布予定」。

(2) 新副読本の編集方針は、「原子力や放射線とその利用における課題について学ぶために福島第一発電所の事故を紹介するとともに、その理解に必要な放射線に関する科学的基礎知識や放射線からの身の守り方等を題材として取り上げている」。編集に当たっては「主観を排し客観的データをもとに記載するとともに、当初より原子力発電の是非等の価値判断については触れないこととしている」。

(3) 原発の危険性を含めて子どもたちに公正で正確な科学的な知識を提供すべき、に対して

「福島県で起こった原子力発電所事故のこと、また事故によって多くの人々が大きな被害を受け、今なお困難な状況にあること、風評被害やいわれなき偏見や差別が生じていること等を紹介し、このことについて児童生徒に考えさせる記述をしている」。

地域の復興再生や安全確保の努力を紹介し、その理解に必要な放射線に関する基礎知識や放射線からの身の守り方を解説している。福島で起きた事故や原発の危険性に関して、核燃料取り出しや汚染水の問題、作業要員の確保及び作業環境改善等の課題があり、それらの解決に向けた努力が必要と記述して

いる。また、ひとたび事故が起これば極めて長期間かつ広範囲にわたって甚大な被害をもたらしますとの記述もある。原発の是非を問うたり、国の原子力政策を広報するためのものではなく、それらの観点での記述はしていない。」偏っていないと主張。

(4) 放射線の知識として、被害がよくわかっている科学的事実や調査結果を入れるべき、福島事故の経過・被害・現状の全体像を教えるべき、に対して

「本副読本は限られた分量のなかで児童生徒が放射線の科学的な知識を身につけるためのもので、過去の放射線事故や原発のことなど歴史的事項を詳細に解説するために作成したものではない。その中でも福島第一発電所事故を盛り込んでいる。」と、限られた分量を理由に、被ばくの危険性のデータを示していないことを正当化した。

### 2 放射線や原発・エネルギーまた核兵器と平和についての学校での教育について

(1) 学校現場でのこの副読本の扱い、使用の圧力などについては、

「学校における補助教材使用については学校設置者において適正に取り扱われることを期待している」、と学校の裁量であることを強調した。

「理科・社会科、小学校での生活科、総合的な学習の時間、特別活動等様々な場面で活用、現行の学習指導要領で放射線を扱うことが明記されている中学校理科、高校物理基礎では教科書、加えてこの副読本の活用が考えられる。来年度より小学校社会科において福島第一発電所事故に触れた教科書が活用される予定である」との説明であった。

(2) 来年度からの中学校理科及び社会科の教科書に、福島事故、原発はどのように扱われているか、文科省は教科書出版社に対してどのように指導したか、に対して、

「中学校理科や高等学校物理で放射線の利用や性質について、中学校の社会や高等学校の政治経済で原子力のエネルギーに関する記述が教科書に書かれる。具体的には中学校社会科の地理的分野において、原子力発電所の事故が発生し原子力発電所の安全性についての議論が高まっていることや公民的分野で原発事故の影響を受け日本各地では原発やエネルギー政策のあり方について見直しの議論が行われていますとの記述がなされている」。

(3) 原発を含むエネルギー問題、核兵器と平和の問題、とりわけ福島事故の大被害、原爆の惨禍を繰り返してはならないという問題は学習課題の1つではないか、に対して、

「学校で総合的な知識、思考力・判断力を育て、命を大切に子どもを育てることに同意である」。

エネルギー問題とか東日本大震災で見えてきた課題とかを扱うことも可能である。たとえば、中学校社会科の公民的分野で学習指導要領において、持続可能な社会を形成するという観点から私たちがよりよい社会を築くために解決すべき課題を探索させ自分の考えをまとめさせるということを指導内容に盛り込んでいる。」

(4) 現実に社会で行われている議論と情報を正確に偏りなく提供するためのどのような方策を考えているか、に対して。

「諸課題の解決に積極的に関わっていくことが必要である。そのためには、教員の政治的中立性や公正性の確保と合わせて、教育基本法第 14 条第一項で良識ある公民として必要な政治的教養は教育上これを尊重しなければならないと規定しているように様々な知識やこれに対する公正な批判力等の政治的教養を養うことが重要と考えている。たとえば現行の学習指導要領において、中学校社会科の公民的分野で様々な資料を適切に収集・選択して多面的・多角的に考察し事実を正確にとらえ公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てることが指示されているように、児童生徒ひとりひとりに幅広く知識や情報を与え、思考力・判断力・表現力を育成することを重視している。」

(5) 外部講師を依頼する場合にも、原発推進の団体や電力会社だけでなく、異なる意見の人を偏りなく選ぶ必要がある。そのように学校現場を指導しているか、に対して、

「外部講師の依頼・派遣に関しても、副読本の作成と同様に、原発を推進する団体・個人に対して委託は行っていない。」注) これは事実に反するよう見える。時間切れで追及できなかったが、講師リストの開示を約束。

(6) 子どもたちの学習を効果的に指導するには、教員に自由な創意工夫が必要、に対して、

「最低基準としての性格を学習指導要領は持っているので指導要領の内容のみならず、理解をより深めるための発展的学習に取り組ませ、さらに力を伸ばしていくなど、指導の充実を図ることは重要である。」

注) 現場の裁量で生徒に幅広い知識や情報を与え、考え判断し表現する力をつける授業を行うことが推奨されている。学習指導要領は大綱的なものであって、発展的学習も重要であるとしている。

### 3 福島事故によって放射線の高い地域で生活する子どもたちの支援について

(1) 事故で汚染された地域の、とくに脆弱と認められている子どもたちに対する被ばくを避ける教育の方針を示せ、に対して、

「放射線に関する基礎的知識を獲るための教育を引き続き推進していく。」

(2) 福島事故による被ばくの被害と被ばく線量との関係を将来検証するために、福島県と周辺県の学校の放射線量の測定結果と子どもたちの生活の記録、実施された対策の記録を子どもたちが生きている間、文科省で保存し、「健康の記録」を生涯保存するよう生徒に指導すべき、の要求に対して、

「学校を含む子どもの生活環境の放射線量の測定については総合モニタリング計画に基づいて原子力規制委員会や福島県等において実施されている。生活の記録については福島県や周辺県の住民健康調査として環境省が実施検討している。文科省が生活の記録等独自の計画や実施することは多重行政の観点から難しい。文科省としては福島県等からの情報をもとに学校等の放射線量の測定結果を文科省の HP に載せている。

保健体育の学習指導要領において、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質と能力を育てるとしている。健康の記録の保存についても各教育現場において必要に応じて指導等がされていると認識している。現在では、記録を保存する公的しくみは存在しないが、文科省としては引き続き生徒児童の健康の保持・増進に努めたい。」注) 文科省は何もできないということになる。

### 質疑応答

質①: “放射線は危険なものである”ということ子どもに知らせることを副読本の基本とすべきではないか。誰も文句を言わない事実をメモにして用意した(?)。広島・長崎の被害について、まだよくわかっていませんとの副読本の記述はひどすぎる。

文科: 福島原発事故が最高レベルのものであることは指摘している。この副読本によって事実を確定するものではない。環境省の放射線の健康・環境影響に関する統一基礎資料に出されているものを活用している。

質②: 放射線以前に、原発の是非を偏りなく教えることが必要ではないか。福島事故を入れたが、2章以降は開発局版と変わっていない。100mSvの記述が“明確な証拠は見られません”から“さまざまな見解があります”にトーンを変えただけではないか。様々な見解は書いてない。子どもを守るには放射線脆弱性を強調し、注意喚起すべき。晩発障害を考えて健康の記録を保存すべき。

文科: 原発を推進する・しない、そういうのをなしに中立に放射線の知識、科学的な知識を学ばせるために初等中等教育局で新版を作成した。学習指導要

領に放射線の利用とその課題が明記されたこと、研究開発局版に福島事故のことがふれられていないことから、事故に触れたものを作ることが決まった。前のものを否定ではなく足りなかったものを入れた。

**質③:**副読本は事故で困る実際のことが書いてない。なぜ避難しなくてはならないか、食べ物でどのように困ったか書いてない。日々被ばくさせられて生活している人権侵害を書いていない。些末なことばかり書いて巨悪の一番元の所を言っていない。原発を止めたらと言う人の声も書くべきではないか。

**文科:**授業の中で、“原発止めたら”という意見が出てくることもあるかと思うが、そういうことをやったらいけないということにはなっていない。限られた分量の中で様々な意見を入れてしまうとまとまり切らないものになる。発達段階にも配慮した。

**質④:**ICRPの意見が正しいと文科省は言うのか。

**文科:**ICRPのものが正しいと断定しているのではなく、客観的に、今示されているデータ、政府として出しているデータを載せている。

**質⑤:**副読本はもうつくらないのか。

**文科:**来年度の予算には入っていない。今後作らないとは言いきれない。指導資料DVDは副読本の詳細なデータを入れている。“放射性物質”というようなワードをクリックすると、統一的基礎資料や公表されているデータの所に飛ぶようなソフトになっている。副読本理解のための1つの解説になっている。作成は委託ではなく教育課程課である。教育委員会を通じて、全国すべての学校に1部配布する。

**質⑥:**学校現場には、原発の是非を問うような授業をするなどという雰囲気があるのではないのか。

**文科:**副読本を作った立場としては、有効に使っていただきたい。副読本は原発の是非に触れるものではないので、それを越えた形での判断は各学校ですることになる。

**質⑦:**さまざまな意見というが、副読本には政府・環境省の一方的な見解があり、批判する人々の見解がない。“さまざまな知識やこれに対する公正な批判力等の政治的教養を養う”と違うのではないのか。

**文科:**副読本の分量にどこまで入れ込むか、またつながり等を考えるとこまごまと書くことは難しい。

**質⑧:**退避・避難を書いているが、学校にいて事故に遭ったらどうするか、危険なときに親のお迎えか、食料はどうする、水道水が汚染されても顔や手を洗うのか、ヨウ素をどこに置くのか、肝心のことが書

いてない。福島事故で正確な情報が与えられなかった反省もなく、公の情報に従いなさいと書いてある。**文科:**答えなし。

**質⑨:**グローバー勧告に「放射線被ばくの危険性と子どもは放射線被ばくに特に脆弱であるという事実について正確な情報にもとづいて記述された教科書や教材を提供すること」、子ども被災者支援法の第18条「放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策その他の必要な施策を講ずる」を知っているか。子どもが放射線に脆弱であることは国際的にも常識である。

**文科:**勧告は承知している。中高生版6ページに「子どもへの配慮から一般食品の半分にされています」と、意識して書いた。支援法の国民への理解に関わる取り組みとして、この副読本作成、出前授業、研修等実施している。H20年の指導要領改訂で、中学校で30年ぶりに“放射線の利用とその課題”について明記し、高校物理基礎でも学べるようになっていく。支援法の国民への理解への一助にはなっている。注)理科の放射線記述は推進側の要求の結果だったが。

**質⑩:**この副読本は“わかっていない”が基調になっている。低線量の被ばくの件も原爆の被爆の影響もはっきり書いてない。“わかっていない”から“気にしないでいい”になっていく。

**文科:**この副読本は放射線の科学的知識を身につけさせるためのものである。

**質⑪:**副読本をつくらなければならなくなったのは事故のためで、原発の是非についてやっぱり書くべきだ。それをやらないで100mSv以下はわからないと書くのは偏っている。ドイツの原子力読本を読んだことがあるのか。

原発作業員はなぜ防護服を着なければならないのか、DNAの切断も書くべきだ。“電球モデル”は間違っている。放射線のエネルギーは光の100万倍にも及ぶ。

**文科:**いろいろ間違っているという指摘が出ているが、子どもたちの発達段階に応じて教材が作られていることをご理解願いたい。DNAは理解できない。注)会場から「わかる」の声多数。

**質⑫:**もっといろんな人、専門家の意見を聞いて教科書をつくってはどうか。

**文科:**この副読本も有識者等の意見を聞いて作った。より多くの意見を聞くことは、今後そのようなことがあれば考えたい。

連絡先: Eメール [minako-i@estate.ocn.ne.jp](mailto:minako-i@estate.ocn.ne.jp)

